

津和野町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和元年6月

津和野町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本町においても関係機関と連携して、平成24年9月に町内各小・中学校の通学路緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「津和野町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 津和野町通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「津和野町通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

※ ◎：会長、●：副会長

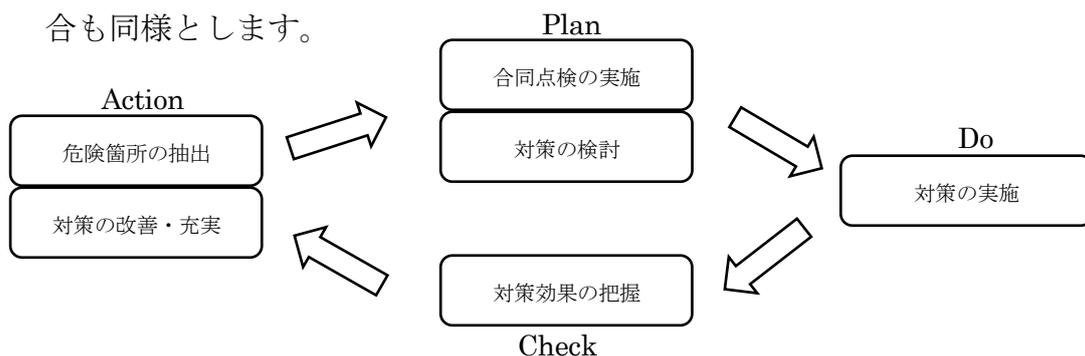
- ◎ 津和野町教育委員会 教育次長
- 津和野町役場 総務財政課長
- ・ 津和野町役場 建設課長
- ・ 津和野警察署 交通課長
- ・ 国土交通省浜田河川国道事務所 道路管理課長
- ・ 島根県益田県土整備事務所 津和野土木事業所 維持課長

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。なお、合同点検を実施せずに対策を検討する場合も同様とします。



(2) 危険箇所の抽出

毎年4月～5月に、小・中学校ごとに危険箇所の抽出を行います。

(3) 定期的な合同点検

○ 合同点検の実施時期等

危険箇所の報告を受け、原則として年に1回、速やかに合同点検を実施します。重点課題を設定し、効率的・効果的に合同点検を実施します。

○ 合同点検の体制

小・中学校ごとに津和野町通学路安全推進会議の構成員を中心として、また必要に応じて学校関係者やPTA役員等を招集し、合同点検を行います。

(4) 対策の検討

合同点検等の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに防護柵設置や路面標示のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

対策実施後、実際に期待した効果が上がっているのか、小・中学校を通じて調査を行い、その対策効果について把握します。

(7) 対策の改善・充実

合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 危険箇所に関する情報共有

小・中学校ごとの点検結果や対策内容等については、関係者間で共通認識を持つために、下記資料について情報共有します。

○ 通学路対策箇所図

5. その他

合同点検を実施せずに対策を検討する場合でも、3.(3)を除いた取組を実施します。